| | |
|---|---|
| 科目名 | メディアの法と倫理 |
| 科目名（英訳） | Media Laws and Ethics |
| 科目ナンバー | HI213C02 |
| 詳細情報 | 授業外学修時間：週4時間 |
| 担当者<br>（非）は非常勤講師 | 中山 顕(非) |
| 単位数 | 2 |
| 開講学年 | ２年 |
| 開講セメスター | 春期毎週 |
| 対象学科 選択・必修 | 必修：<br>選択：HI |
| 他学科受講 | |
| 履修順序・履修情報 | 類似科目情報あり |
| 担当者及び時間割 | 【春学期】<br>中山 顕(非)：月３－４ |
| カリキュラムの中での位置付け<br>／DP（ディプロマ・ポリシー） | コミュニケーション学科専門教育科目の中の文化情報デザイン基礎科目のうちのメディア文化情報リテラシー獲得科目として位置づけられる。メディア文化情報リテラシー獲得科目は，メディア文化情報に関するリテラシーを身につける科目群である。本講義は，昨今のメディア変革により生じた「表現の自由」をめぐる様々な現代的問題の事例を扱いながら，「表現の自由」に対する制約，プライバシー・著作権の侵害等の現状とそれに対する救済について検討し，「表現の自由」をめぐる法と倫理に関する知識と理解を深めるための科目である。<br><br>【ディプロマ・ポリシー（DP）】2024年度入学生以降対象<br>①：○<br>②：○<br>④：◎ |
| 身につく基礎力 ／ 身につく汎用力 | 課題設定力 クリティカル思考力 ／ 専門的知識・技能 自立心 国際的な視野 |

| | |
|---|---|
| 授業の主旨<br>（概要） | インターネット等の普及により、これまで専らマスメディアに依存してきた情報は、個人によるアクセスや、全世界に向けた発信が容易にできるようになるなど、近年急速に変化を遂げている。そのような情報化が高度に進む今日の社会ではあるが、権利侵害等に対する法的責任のあり方は、従来の表現行為におけるそれと基本的には変わるところがない。ネット上で他人の悪口や悪評を流布すれば名誉毀損で訴えられるし、デジタル技術の発達で他人の著作物を容易にコピーできるようになったことは、著作権侵害のおそれをかえって高めさえしている。また近年、街頭やネット上でのヘイトスピーチがひきおこす社会的分断への対応も求められよう。講義ではまずそのような基本的な問題について学習する。他方、現代メディア固有の問題として、個人のプライバシーの観点から近年注目されるようになった所謂「忘れられる権利」、あるいは民主社会との関係で重要な意味をもつ公文書管理や放送メディアのあり方の問題、近時における戦争とメディアの関係等、現代において多様化・高速化・デジタル化するメディアが直面する新しい課題についても、そこにどのような問題があり、私たちはそれにどう向き合うべきか、講義から得られる示唆をきっかけに考えを深めてもらいたい。 |
| 具体的<br>達成目標 | 本講義では、メディアをめぐり現在生じている具体的な問題を素材として、一方では国民の知る権利や表現の自由を尊重するとともに、他方では個人の名誉、プライバシー権や著作権の保護にも配慮しつつ、民主社会を支える表現空間をどのように維持していくべきかということを考えることを通じて、公共社会で必要とされる市民にとっての知識を深く理解し、また自ら課題を発見し、多角的な視野からクリティカルに思考する態度を身につけることができる。 |

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 【内容】 | 授業ガイダンス 表現の自由とは何か |
| | 【授業外学習】 | 授業で学習した憲法21条の保障する「一切の表現の自由」にはどのような行為が含まれるのか具体的な例を考えてくること。 |
| 2 | 【内容】 | 表現の自由の歴史と意義 |
| | 【授業外学習】 | 授業で学習した「表現の自由の意義」について具体的な例を考えてくること。 |
| 3 | 【内容】 | 表現の自由の制約 |
| | 【授業外学習】 | 授業で学習した「萎縮効果」について具体的な例を考えてくること。 |
| 4 | 【内容】 | ヘイトスピーチとは何か |
| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 授業計画 | | 【授業外学習】 | 日本におけるヘイトスピーチの問題や2016年に制定された通称「ヘイトスピーチ対策基本法」の問題について調べておくこと。 |
| | 5 | 【内容】 | 個人のプライバシーと表現の自由 |
| | | 【授業外学習】 | 刑法230条名誉毀損、民法709条・710条不法行為について調べてくること。<br>少年法61条推知報道について調べてくること。 |
| | 6 | 【内容】 | インターネット上の表現をめぐる問題 |
| | | 【授業外学習】 | インターネット表現に固有の問題について具体的な例を調べてくること。<br>プロバイダ責任制限法（2021年改正）、民法231条侮辱罪（2022年改正）などについて調べてくること。 |
| | 7 | 【内容】 | 忘れられる権利とは何か |
| | | 【授業外学習】 | 「忘れられる権利」とは何かについて調べてくること。 |
| | 8 | 【内容】 | わいせつ表現をめぐる問題 |
| | | 【授業外学習】 | 「わいせつ性」の概念について調べてくること。また具体的にどのような事例があるかを調べてくること。 |
| | 9 | 【内容】 | 芸術表現をめぐる問題 |
| | | 【授業外学習】 | あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」をめぐる問題について調べてくること。 |
| | 10 | 【内容】 | 国民の知る権利と報道の自由 |
| | | 【授業外学習】 | 国民の知る権利や報道の自由がなぜ必要なのかについて考えてくること。 |
| | 11 | 【内容】 | 放送における「公平・公正」とは何か |
| | | 【授業外学習】 | 放送法について調べてくること。 |
| | 12 | 【内容】 | 公文書管理と表現の自由 |
| | | 【授業外学習】 | 公文書管理法、情報公開法、特定秘密保護法などについて調べてくること。 |
| | 13 | 【内容】 | 戦争と表現（メディア） |
| | | 【授業外学習】 | 戦争が表現空間に及ぼす問題について調べてくること。戦争プロパガンダについて調べてくること。 |
| | 14 | 【内容】 | 著作権とは何か・著作権の侵害と救済 |
| | | 【授業外学習】 | 著作権法について調べてくること。<br>著作物の違法アップロード・ダウンロード問題について調べてくること。 |
| | 15 | 【内容】 | 著作権の公共的限界と時間的限界・剽窃をめぐる問題 |
| | | 【授業外学習】 | 著作権法32条引用について調べてくること。<br>「コピペ」がなぜ問題なのかについて考えてくること。 |

| | |
|---|---|
| 授業方法 | 講義の形式をとる。各回講義毎に「小レポート（100字程度のアンケート）」の提出、回答の集計結果は匿名で受講者間でも共有し、教員が総評する。 |
| 成績の評価方法 | 学期末レポートおよび平常点により目標の達成度にしたがって評価する。 |
| 成績の評価基準 | 学期末レポート55%、平常点45%で評価し、総合の60%以上を合格とする。平常点には「小レポート」についての評価のほか、授業態度も含まれる。 |
| 教科書 | |
| 参考文献 | |
| 備考 | |
| 関連ホームページ | |
| メールアドレス | 中山 顕 sca2266@fsc.chubu.ac.jp |
| オフィスアワー | |